

令和5年度 北九州市精神医療審査会総会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年4月14日（金） 14：00～14：40
- 2 場 所 総合保健福祉センター 2階 講堂
- 3 出席者 医療委員8名 保健福祉委員6名 法律家委員4名 計18名
- 4 議事及び報告
 - (1) 議事：代理順序について
 - (2) 議事：令和5年度 審査担当病院について
 - (3) 報告：令和4年度精神医療審査会審査件数等（事務局報告）
 - (4) 報告：令和4年度 実地指導結果報告（精神保健・地域移行推進課報告）
 - (5) 報告：精神保健福祉法の改正内容について
 - (6) 報告：北九州市精神医療審査会運営要綱および運営要領の改正について
 - (7) 報告：入院届等「記載の手引き」の改訂について

5 議事の概要

(1) 議事：代理順序について （事務局提案）

これまで代理順序について定めておらず、令和4年度に部会長が関係者の排除規定の対象となった場合や、事故等で出席が困難となった場合に、対応に苦慮する事態となった。今後、このような場合にも延滞なく審査を行うことができるよう北九州市精神医療審査会運営要綱第4条第3項により、総会の議決によって定めるもの。

合議体の最小定足数は、厚生労働省の「精神医療審査会運営マニュアル」より、医療委員・法律家委員・保健福祉委員のそれぞれから1名出席すれば議事を開き、議決することができることとされているため、審査が可能となるよう部会長の代理を第二順位まで定めたい。

第一順位および第二順位の委員については、第1部会・第2部会の部会長より推薦いただきたい。

結論：部会長推薦案で異議なし。

(2) 議事：令和5年度 審査担当病院について （事務局提案）

令和4年度書類審査件数は第1部会が、退院請求等件数は第2部会が多かった。反復請求者については部会に順次付議しており、現地意見聴取件数は第2部会が多いものの、審査件数の差は1件であった。全体的に差は大きくないことから、令和5年

度も引き続き令和4年度の担当病院を審査することとしたい。

結論：事務局提案で異議なし。

6 報告の概要

(1) 令和4年度 精神医療審査会審査件数等（事務局報告）

資料に沿って事務局から報告。

委員からの質疑なし。

(2) 令和4年度 実地指導結果報告（精神保健・地域移行推進課報告）

資料に沿って精神保健・地域移行推進課から報告。

委員からの質疑なし。

(3) 精神保健福祉法の改正内容について

資料に沿って審査会に関する内容について説明。

委員からの質問および回答（精神保健・地域移行推進課が回答）

以下、医療保護入院の同意をすることができる「家族等」から虐待やDVの加害者を除くことになった件について。

【質問1】

虐待やDVの有無についての判断は、どのように行うのか。

診察時に虐待等が疑われる段階で、同意者から除外してよいのか。

もしくは、行政からの調査を受けた段階でないと除外できないのか。

【回答1】

実際には本人の申し出のみで判断することは難しいと思われる。例えば住基をブロックするなど、行政が把握している情報もあるため、精神保健・地域移行推進課にご連絡をいただくことが多くなると思われる。

ただ、それでも分からないこともあるため、ケースバイケースになることが想定される。住基のブロックなど系統的に分かればそれを活用するが、それに至らない場合は、それぞれの担当部署（高齢者であれば地域包括支援センター、DVであればDVの窓口など）が動いていれば、それも含めて判断する。

【質問2-1】

同意者になり得る人が複数名（A・B・C）いて、本人がそのうちの一人（A）から虐待を受けていると言っており、体に痣があることを確認した場合の対応について。

病院はAを避けてBもしくはCから同意を取るべきなのか。Aを同意者にしてもよいのか。

【回答2-1】

Aが虐待をしている疑いがあるのであれば、他の家族であるBもしくはCが同意者になることが望ましい。

【質問2-2】

上記の例で、Aしか同意者がいない場合に、本人がAから虐待を受けていると言っており、虐待の痕のようなものがあるときに、同意者になり得る人が他にいないときは、市町村長同意が可能なのか。

【回答2-2】

精神保健・地域移行推進課に相談していただくことになると思われる。

先日似たようなケースがあったが、高齢者虐待として対応している中で入院を考えたときに他にも家族がいたため他の家族に連絡を取ることとなったが、万が一他に家族がいなければ基本は市町村長同意になる。

虐待の通報がどこからもされていない場合は、それぞれの担当部署へ病院から通報することもお願いしたい。

【質問3】

夜間に、虐待が疑われている人が本人を「入院をさせない」と言った場合は、虐待をする可能性があるため応急入院にすることは可能か。

【回答3】

応急入院ができるのであれば応急入院。夜間は住基ブロック等の確認が難しい状況のため、可能であれば夜間は応急入院指定病院にて応急入院することが望ましい。

【質問4】

虐待が疑われるケースのときに、市町村長同意で入院する場合は、日中であれば、事後ではなくそのときに精神保健・地域移行推進課の指示を仰いでからということでしょうか。

【回答4】

実施していく中で改善点は出てくる可能性はあるが、そのようにしていただきたい。「家族等」の排除規定に虐待やDVの加害者が加わったが、市町村長同意の流れは従来と変わらない。

(4) 北九州市精神医療審査会運営要綱および運営要領の改正について

資料に沿って事務局から報告。

運営要綱については、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方自

治体にも直接適用されることに伴い、「北九州市個人情報保護条例」が廃止となるため、要綱を改正する必要が生じたもの。

運営要領については、精神保健福祉法の改正により、一部が令和5年4月1日から施行されることに伴い、変更が生じたもの。内容としては、「退院等の請求受理」第4条第4項について、精神保健福祉法上の「家族等」の定義について、法第33条の第2項が削除され、法第5条第2項に新たに新設されたため、変更となったもの。

委員からの質疑なし。

(5) 入院届等「記載の手引き」の改訂について

資料に沿って事務局から報告。

今回の改訂は、精神保健福祉法改正が改正され、その一部が令和5年4月1日から施行されたことに伴うもの。

委員からの質疑なし。

7 意見交換等の概要

(1) 精神医療審査会委員の任期について（委員より）

20年以上委員をしている先生方がおられるため、任期や定年を考えてみてはどうか。

事務局からの回答

北九州市精神医療審査会は北九州市の附属機関に位置付けられている。附属機関の規定では、委員の任期の上限は10年とされている。

規定を大きく超えている現状の理由としては、所属団体から推薦をいただく際に、専門性が高く、内容に詳しい委員がなかなか見つからないということを受け、長きに渡りお願いをしている実情となっている。

ただし、長年委員をしていただくことは負担が大きいと認識しておりますので、改選の年には早めに各団体に相談をさせていただきたいと考えている。

委員からの質疑なし。

(2) 各部会の年間日程について

年間日程表を配布。事務局より、令和5年度も原則として、第1部会は第3木曜日16時から、第2部会は第4火曜日14時からで予定している。変更になる場合がある旨説明。

(3) その他

意見なし。